

(写)

府監第1056号

平成23年4月15日

請 求 人 様

| | | |
|---------|-----|-----|
| 大阪府監査委員 | 磯 部 | 洋 |
| 同 | 赤 木 | 明 夫 |
| 同 | 京 極 | 俊 明 |
| 同 | 川 合 | 通 夫 |
| 同 | 光 澤 | 忍 |

住民監査請求について（通知）

平成23年3月9日付けであなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

1 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『(請求の要旨)』

- ①大阪府知事が、2010年2月10日にMID都市開発株式会社と交わした元大阪府立少路高校跡地の府有財産売買契約が違法不当であるので、契約を解除するよう請求する。
- ②大阪府知事が、PCB特別措置法を遵守し、元大阪府立少路高校の微少PCBの存在について調査するよう請求する。
- ③大阪府知事が、MID都市開発株式会社に対して、元大阪府立少路高校跡地に残存する樹木を伐採しないよう通知し、大阪府が樹木の保存をするよう請求する。

(請求の原因)

- ①大阪府知事は、2010年2月1日元大阪府立少路高校跡地の一般競争入札を行い、MID都市開発株式会社が落札し、同年2月9日文部科学大臣あてに公立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）等に係る財産処分申請書を提出した。同年2月10日にMID都市開発株式会社と府有財産売買契約書を締結し、同年2月23日大阪府議会定例会に財産売却処分を議案として提出、同年3月24日に議案が可決され、MI

D都市開発株式会社との本契約が成立した。ところが、契約成立後の2010年3月31日文部科学大臣より公立学校施設整備費補助金に係る財産処分が承認され、2010年4月13日文部科学大臣より国庫補助金により取得した体育施設に係る財産処分が承認された。以上の経過からわかるように、大阪府知事は、文部科学大臣の承認前に土地、建物、体育施設などを売却した。これは、明らかに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条違反である。

- ②また、2008年6月18日、文部科学省大臣官房文教施設企画部長名で各都道府県教委委員会教育長に対して「公立学校施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」の通知を出したが、その通知には、地域住民の理解を得るように努めることを求めている。しかし、今回のマンション業者への売却について、我々地域住民が理解を求められたことは一切無いので、通知を無視している処分は不当である。
- ③また、元少路高校跡地は、豊中市の開発公社が高校用地として民間の地権者や豊中市の財産区から買い取った土地を、大阪府に高校用地として提供したものである。民間に売却するのは、高校用地として提供した市民や地権者の承認を得るのは当然である。この土地を民間開発業者に売却するのは、公有地の拡大の推進に関する法律の趣旨を無視しており、不当である。
- ④PCB特別措置法第5条で、「都道府県は、当該都道府県の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の状況を把握するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。」第8条で「事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分する者（以下「事業者等」という。）は、毎年度、環境省令で定めるところにより、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、環境省令で定める事項を都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。）に届け出なければならない。」第9条で「都道府県知事は、毎年度、環境省令で定めるところにより、前条のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を公表するものとする」第10条で「事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。」とされている。大阪府知事は、この法を無視して、調査もせず、元少路高校を売却した。一部については、解体を請け負った大林組が疑いのあるコンデンサーを調査し、幸いなことに微少PCBは見つからなかったが、それ以外の物については、一切不明である。PCB特別措置法11条で、「何人も、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれ

がないものとして環境省令で定める場合のほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。」と定めてあるが、微少PCBの存在を確認せずに売却したことは法を無視してその売却は無効である。

- ⑤大阪府知事は、多額の税金を投入して植えた樹木を大阪府の財産として管理していないこともわかった。しかも、売買契約書には、これら樹木の売買に関しては、一切触れていない。屋外環境整備費として多額の税金を投入した樹木を、財産として管理していないのは明らかに地方自治法違反であり、地方自治法違反の契約は無効である。また、樹木の売買について売買契約書に記載されていないので、樹木の所有権は大阪府にあり、これら樹木を伐採すれば器物損壊に当たる違法行為である。また、樹木は、30年近く育ててきた貴重な財産あり、樹木伐採によって大阪府が被る損害額は、これから精査していかなければいけないが、多額である。財産である樹木について契約書に書いていないのは大阪府の瑕疵であり、大阪府の瑕疵による契約は無効であるので取り消すべきである。
- ⑥樹木の中には多数の記念樹があり、それらの樹木の費用は卒業生が負担したものである。大阪府の瑕疵により、樹木の所有権について売買契約書に触れられておらず、樹木の所有権は開発業者に移ってはいないので、勝手に伐採すれば器物損壊に当たる。仮に、卒業生等から損害賠償請求を受ければ、大阪府に財政負担が生じ、損害を被る。大阪府の瑕疵により、これら所有権の移転していない樹木が存在しているので、大阪府知事が、業者に対してこれらの樹木を伐採しないよう求め、その樹木を大阪府が保全すべきである。

(結論)

よって、地方自治法第242条1項に基づき、別添の事実証明書を添えて、大阪府知事がMID都市開発と交わした違法不当な契約を解除すること、PCB特別措置法を遵守し元大阪府立少路高校の微少PCBの存在について調査すること、樹木伐採禁止を開発業者に求めるなど必要な措置をし、高校跡地に存在する記念樹などの樹木を保存するよう本請求に及ぶ。

(事実証明書)

- | | | |
|---|---------|---------------------------|
| 1 | 事実証明書 1 | 大阪府とMID都市開発が交わした売買契約書 |
| 2 | 事実証明書 2 | 文部省の承認書 |
| 3 | 事実証明書 3 | 文部省の通知書 |
| 4 | 事実証明書 4 | PCB調査に関する大阪府の文書と報告書不存在通知書 |
| 5 | 事実証明書 5 | 他市の財産管理規定 |
| 6 | 事実証明書 6 | 樹木の写真 |

- 7 事実証明書 7 少路高校設計書の写し
 - 8 事実証明書 8 豊中市開発公社が高校用地として協議の上購入したという契約書
 - 9 事実証明書 9 豊中市立中学校の植栽費用（屋外環境整備費用）
 - 10 事実証明書 10 豊中市開発公社と大阪府教育委員会との覚書
- 以上』

第2 地方自治法第242条第1項の要件に係る判断

- 1 地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、当該普通地方公共団体が被った損害を補填するための必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）について、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものである。

したがって、住民監査請求においては、対象とする財務会計行為等がなぜ違法、不当であるのか、その理由あるいは事実を個別的、具体的に示さねばならず、それがなされていない場合は住民監査請求の要件を欠くものというべきである。

- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律違反について

請求人は、大阪府立少路高等学校跡地（以下「少路高校跡地」という。）の売却が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適化法」という。）第22条に規定する財産処分に係る文部科学大臣の承認を得る前に行われたことをもって、本件少路高校跡地の売却が違法・不当である旨主張している。

請求人が提出した事実証明書2によれば、平成22年3月31日及び同年4月13日には、国庫補助金を受けて整備した府立少路高校の校舎棟や水泳プールの処分について、文部科学大臣の承認が行われている。

したがって、既に適化法第22条の規定に係る手続上の瑕疵は治癒されたことが明白であり、売買契約の無効、取消、若しくは解除等の原因とはならないことが明らかであるから、適化法第22条に規定する承認を受けないうちに少路高校跡地を売却したことが違法・不当であるとの請求人の主張は、本件請求の対象としている財務会計行為等について、個別具体的に違法・不当を主張するものとは認められない。

3 公有地の拡大の推進に関する法律違反について

請求人は、少路高校跡地が、公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）に基づき、豊中市土地開発公社が高校用地として取得した上で大阪府に譲り渡したものであり、高校用地としての用途の廃止をして売却する場合は元地権者の承諾を得ることが公拡法の趣旨に照らして必要であり、元地権者の承諾をえず、売却したことは違法・不当である旨主張している。

公拡法は、第1条に規定するとおり、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もつて地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的として、地方公共団体に代わって土地開発公社が公共用地を先行取得することを定めた法律であり、同法においては、地方公共団体が土地開発公社に先行取得させて取得した公共用地について、その後用途廃止する場合の制限に関する規定は設けられていない。

したがって、請求人の少路高校跡地の売却が公拡法の規定の趣旨に反するとの主張は、個別具体的に違法・不当を主張するものとは認められない。

4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法違反について

請求人は、少路高校跡地の売却に際して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）の規定に違反してポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）の調査もせず、少路高校跡地を売却したことが違法・不当である旨主張している。

しかしながら、PCB特措法は、PCB廃棄物の適正な管理及び処分を定めた法律であり、廃棄物となる前のPCBを含む設備や機器を備えた土地・建物の譲渡を禁止するものではない。

さらに、請求人の主張によれば、少路高校建物を撤去した際、微量PCBは存在していなかったことが認められる。

したがって、少路高校跡地の売却がPCB特措法の規定に反しているとの請求人の主張は、個別具体的に違法・不当を主張するものとは認められない。

5 植栽等に係る法違反等について

請求人は、少路高校跡地に残る植栽について、大阪府が財産として管理しておらず、少路高校跡地の売買契約書においても規定されていなかったことが法に違反すると主張している。

しかしながら、一般的に植栽は、財産的価値を得るために設置されるものではなく、環境整備のために施されるものと認められ、土地の定着物と

されているものであり、そのような土地の定着物は独立して物権の対象として取り扱われないことから、大阪府においては、公有財産としての管理は行われていない。

したがって、本件植栽の処分は財務会計行為等には当たらないというべきである。

6 本件請求の要件について

以上のとおり、少路高校跡地の売却について、請求人の主張は、大阪府の財務会計行為等が個別具体的に違法・不当であることを主張しているものとは認められず、法第 242 条が住民監査請求の要件として規定する財務会計上の違法、不当な事由が個別的、具体的に摘示されているものとは認めることができない。

第 3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第 242 条第 1 項に規定する要件を満たさない請求であるから却下する。